

令和2年8月4日
事務連絡

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

令和2年度の精神保健指定医研修会に関する対応について

精神保健福祉行政につきまして、日頃から御理解御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、精神保健指定医（以下「指定医」という。）については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第18条第1項第4号により、その指定には、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）が厚生労働省令で定めるところにより行う研修の課程を修了していることが要件となっています。

また、法第19条第1項により、5の年度ごとに厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない、この研修を受けなかったときは、当該年度の終了の日に、指定医の指定はその効力を失うとされているところです。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、令和2年度の各研修の開催及び中止について、各登録研究機関からの申出を踏まえ協議を行った結果、以下のとおり対応することを予定していますので、御留意のほどお願いいたします。

なお、受講予定者に対する連絡は、登録研修機関から行うことを申し添えます。

記

1 法第18条第1項第4号に基づく新規研修会

1会場当たりの収容人数、収容率等に十分配慮し、各会場でマスクの着用を徹底する等、受講者に対する感染防御策を講じた上で、各登録研修機関において、引き続き開催することが予定されています。日程、会場等の変更も含

め、詳細は登録研修機関のホームページにおいてお知らせします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の発生の状況によっては、新規研修会についても中止となる可能性が有ることをご承知おきください。

2 法第 19 条第 1 項に基づく更新研修会

各登録研修機関において、全日程の中止が予定されています。よって、今年度の受講者（有効期限が令和 3 年 3 月 31 日の者）については、法第 19 条第 2 項に定める「やむを得ない理由が存すると厚生労働大臣が認めたとき」に該当するとして、理由にかかわらず、その有効期限を一律に 1 年間（令和 4 年 3 月 31 日まで）延長する措置を講じます。

本措置の詳細については、別途、当課から各都道府県及び指定都市に対し、通知を発送しますが、本人からの申請や指定医証の再発行を不要とする等、事務手続については可能な限り簡素化することを予定しています。

（参考）

研修会を実施する機関については、研修を行おうとする者の申請により、厚生労働大臣がその要件に適合している場合に登録することになっており（法第 19 条の 6 の 2、法第 19 条の 6 の 4）、次の 3 機関が登録研修機関として登録されています。

○公益社団法人日本精神科病院協会

<https://www.nisseikyo.or.jp/>

○公益社団法人全国自治体病院協議会

<https://www.jmha.or.jp/jmha/>

○一般社団法人日本総合病院精神医学会

<http://psy.umin.ac.jp/>